

モラトリウム法で金融機関はこう変わる！

最新の金融事情にあった経営体制とは？

「中小企業金融円滑化法」 講習会

講師：税理士法人 泉が丘会計センター

所長 **山根敏秀** 氏

(税理士・商工調停士)



中小企業を金融面から支援し、経営基盤の維持を図り雇用や景気の回復につなげる為、中小企業金融円滑化法（モラトリウム法）が施行されました。

しかしながら、この新しい法律のみで企業経営や資金繰りが改善することはありません。本質を捉え、最新の金融事情にあった経営体制を再構築することが肝要です。

本講習会では、法の解説はもちろん、経営の基本を豊富な事例を基に“いま、企業がどうあるべきか”を学んでいただきます。

開催日：平成**22**年**1**月**29**日（金）

時 間：午後**2**時より

場 所：**京丹後市商工会 2階研修室**（峰山町杉谷836-1）

定 員：**30**名（先着順とさせていただきます）

申込方法：電話またはFAX、e-mailで下記へお申込ください

**受講料
無 料**

主催・申込先

丹後地域ビジネスサポートセンター（京丹後市商工会 経営支援課）

TEL:0772-62-0342 FAX:0772-62-3553

e-mail:kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp

*****＜ 申 込 書 ＞*****

丹後地域ビジネスサポートセンター（FAX0772-62-3553）行
1月29日（金）「中小企業金融円滑化法」講習会 受講申込書

以下のとおり申し込みます。

会 社 名			
住 所			
連 絡 先	TEL:	FAX:	
受 講 者 名			